

## メンタル・フレンド派遣事業実施要綱

### (総則)

第1条 ひきこもり等の児童及びその家庭に対する指導の一環として実施するメンタル・フレンド派遣事業（以下「事業」という。）については、サービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (対象)

第2条 事業の対象は、本市の児童福祉司、児童心理司、児童相談員等が関与している児童（18歳以下の者をいう。以下「要援助児童」という。）とする。

### (事業内容)

第3条 事業の内容は、要援助児童又はその保護者の申請によりメンタル・フレンド（メンタル・フレンド登録要綱（平成18年4月1日制定）の規定により登録を受けた者をいう。以下同じ。）を要援助児童の家庭等に派遣し、必要な助言及び指導を行い、日常における自主性及び社会性の伸長を援助するものとする。

### (メンタル・フレンド派遣（変更）申請書)

第4条 規則第4条に規定するサービス等提供申請書は、メンタル・フレンド派遣（変更）申請書（第1号様式）による。

### (派遣回数等の決定)

第5条 要援助児童に対するメンタル・フレンドの派遣回数、訪問時間及びサービスの内容については、当該要援助児童の状態及び希望並びに当該世帯の状況等を勘案して決定するものとする。

### (メンタル・フレンド派遣決定通知書)

第6条 規則第5条第2項に規定するサービス等決定通知書は、メンタル・フレンド派遣（変更）決定通知書（第2号様式）による。

### (派遣内容の変更)

第7条 第5条の規定により決定した派遣回数等の変更を希望する要援助児童又はその保護者は、メンタル・フレンド派遣（変更）申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、派遣内容の変更を決定したときは、メンタル・フレンド派遣（変更）決定通知書により申請者に通知するものとする。

### (その他の事項)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、民生局こども家庭支援センタ

一長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

メンタル・フレンド派遣（変更）申請書

		年 月 日
(あて先) 横須賀市長		
		住所 氏名 対象者との続柄 電話
対 象 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 ( 歳)
訪 問 場 所		
希 望 日 時		
申 込 ( 変 更 ) 理 由		
<p>私は、メンタル・フレンド派遣事業を利用するに当たり横須賀市が派遣されるメンタル・フレンドに対し必要な情報を提供することに同意いたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 氏名</p>		
(事務処理欄)		

第 2 号様式（第 6 条関係）

メンタル・フレンド派遣（変更）決定通知書

年 月 日	
様	
横須賀市長	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</div>	
メンタル・フレンド の 氏 名	
訪 問 場 所	
派 遣 期 間	
派 遣 日 時	
（事務処理欄）	